

大野城市長 宛

### 3 階直結直圧式給水条件承諾書

給水装置工事申込者 (所有者)	住所 氏名又は名称 電話	印
管理責任者	住所 氏名又は名称 電話	印
給水装置設置場所	大野城市	

3 階直結直圧式による給水装置の設置にあたり、下記の条件を承諾します

#### 記

- (1) 減・断水時及び給水栓を同時に使用した際に、出水不良等が生じた場合にも一切の異議その他苦情等申し立てないこと。
- (2) 給水装置の維持管理及び漏水等の事故については、所有者又は使用者の責任において修繕及び事故処理を速やかに行うこと。なお、維持管理及び漏水等の事故に起因する苦情等の紛争が生じた際も、所有者又は使用者の責任において解決し市には一切の迷惑をかけないこと。
- (3) 条例施行規程第 10 条第 2 号に規定する修繕の範囲の適用は、以下とされること。  
水道メーターを地上に設置する場合は水道メーターまで  
水道メーターを建物内部に設置する場合は立上り管上流側の建物の外に設置される止水器具まで
- (4) 計量法に基づく水道メーターの取替え及び条例第 23 条に定める定期又は臨時の検針等に支障がないように協力すること。
- (5) オートロック等開錠が必要となる建物の場合、給水装置工事竣工時に管理者へ暗証番号の教示、開錠鍵の貸与、入館時の管理責任者等の立会い等、入館方法を届け、水道メーター等の取替え又は検針等に支障がないように協力すること。
- (6) 条例及び関係諸規程を遵守のうえ、給水装置工事の施工及び給水装置の使用・維持管理を行うこと。
- (7) 上記(1)～(8)に掲げる事項を入居者等に通知すること。
- (8) 所有者及び管理責任者等に変更が生じたときは、変更後の所有者及び管理責任者等に、本承諾書の内容を十分説明し、継承すること。